

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 情報通信格差是正事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に対し、情報通信格差是正事業（以下「是正事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより、情報通信の格差を是正するとともに、高度情報通信ネットワークの基盤整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、地域イントラネット基盤施設整備事業とは、地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置の事業であって、地域情報化推進の拠点となる地域において都道府県、市町村、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）又は複数の市町村にまたがる区域における当該区域の都道府県若しくは市町村の連携主体（単一の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行うものをいう。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に補助する。

ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり1,000万円をそれぞれ下限とする。

区	分	額	対象となる 都道府県等
地域イントラネット基盤施設整備事業	都道府県又は市町村が当該事業を行う場合（合併後の市町村が合併年度及びこれに続く1か年度に当該事業を行う場合又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づき離島として指定された島内及び当該地域への接続に係る事業（以下「離島事業」という。）を除く。）	補助対象経費の3分の1に相当する額	当該都道府県又は市町村（沖縄県又は沖縄県に所在する市町村を除く。）
		補助対象経費の2分の1に相当する額	沖縄県又は沖縄県に所在する市町村
	合併後の市町村が合併年度及びこれに続く1か年度に当該事業を行う場合（離島事業を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額	当該市町村
	当該事業を行う第三セクター法人に対し、都道府県又は市町村が補助対象経費の4分の1以上を補助する場合（離島事業を除く。）	補助対象経費の4分の1に相当する額	当該都道府県又は市町村
	都道府県、政令指定都市又は中核市からなる連携主体が当該事業を行う場合（離島事業を除く。）	補助対象経費の3分の1に相当する額	当該都道府県、政令指定都市又は中核市からなる連携主体
	上欄以外の都道府県又は市町村の連携主体が当該事業を行う場合（離島事業を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額	当該都道府県又は市町村の連携主体
	都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体が当該事業を行う場合（離島事業に限る。）	補助対象経費の3分の2に相当する額	当該都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体

	当該事業を行う第三セクター法人 に対し、都道府県又は市町村が補 助対象経費の3分の2以上を補助 する場合（離島事業に限る。）	補助対象経費 の3分の2に 相当する額	当該都道府県 又は市町村
--	---	---------------------------	-----------------

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第6条 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体（第8条において「都道府県等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定通知を受けた都道府県等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当

するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(イ) 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ウ) 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業を行う者が第三セクター法人である場合にあっては様式第8号、都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体である場合にあっては様式第8号の2による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条

の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による補助金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者(地域イントラネット基盤施設整備事業を行う都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体を除く。)は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である第三セクター法人に交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号の報告書を大臣に提出しなけれ

ばならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18条 補助事業者（地域イントラネット基盤施設整備事業を行う都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体を除く。以下この条において同じ。）は、地域イントラネット基盤施設整備事業を行う間接補助事業者である第三セクター法人に補助するときは、第8条から前条までの規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- (1) 第三セクター法人が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事又は市町村の長（次項において「知事等」という。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (2) 第三セクター法人が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (3) 第三セクター法人は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第12号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により第三セクター法人から補助事業者へ財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(直接補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第12号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第20条 第18条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第12号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。

ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が取得した土地については、前項による取得財産の処分によるほか、総務省所管補助金等交付規則第8条別表に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(収益納付)

第21条 補助事業者（地域イントラネット基盤施設整備事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体を除く。次項において同じ。）は、是正事業によって整備された施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該是正事業を行う間接補助事業者に対し、収益の一部を補助事業者に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から施設の運営又は貸与による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 大臣は、当該事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に、是正事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。
- 4 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(書類の提出)

第22条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該都道府県又は市町村（都道府県又は市町村の連携主体を代表する都道府県又は市町村を含む。）の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年6月6日から施行する。
- 2 平成13年度から平成16年度までの各年度に限り、旧過疎地（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第29条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）のうち過疎地以外のものについては過疎地とみなし、本要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている移動通信用鉄塔施設整備事業、民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業、民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業、都市受信障害解消施設整備事業、地域イントラネット基盤施設整備事業及び広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業については、なお従前の例による。

ただし、地域イントラネット基盤施設整備事業及び広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業については、改正後の情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条の適用並びに第21条第3項及び第4項の規定の準用があるものとする。この場合において、第21条第3項中「当該事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体」とあるのは、「地域イントラネット基盤施設整備事業を行う都道府県若しくは市町村又は広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行う都道府県若しくは市町村の連携主体」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月17日から施行する。

別表

事業の区分	経費区分	内 容
地域イントラネット基盤施設整備事業	(1) 施設・設備費	<p>ア 地域イントラネット基盤整備に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) センター施設</p> <p>(イ) 映像ライブラリー装置</p> <p>(ウ) 送受信装置</p> <p>(エ) 構内伝送路</p> <p>(オ) 双方向画像伝送装置</p> <p>(カ) 伝送施設</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>
	(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>